

公共事業再評価調査

様式1

主管課：農地農村整備課

1 事業概要	事業名：幕内3期地区 沖縄振興公共投資交付金(水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))						
	事業種別：土地改良事業	事業主体：沖縄県		当初事業期間：H22～H28			
	事業箇所：北大東村	根拠法令：土地改良法		事業期間：(H22～H31) H22～R3			
	総事業費(百万円) 2,504	費用内訳：補助 80/100		事業量：畑かん施設一式、集水施設一式、揚水施設5基、送水施設一式			
(整備目的)	本地区は、沖縄本島の東方約360kmに位置する北大東村の北側にあるさとうきび作を中心に営農を行っている農村地域である。畑かん施設が未整備であるため恒常的な干ばつ被害により、さとうきび等農作物生産に多大な影響を及ぼしており、その改善が緊急な課題となっている。そのためかんがい施設を整備することにより、干ばつ被害に対処し農作物の収量増や作物転換を図ることにより、農作物の安定した生産による生産性向上と、地域特性を生かした農業経営に寄与することを目的とする。						
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他						
3 再評価に至った 主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨その他 集水路設置における用地買収において、抵当権の問題等がありその調整等に不測の期間を要したため事業工期の延長が必要となった。						
4 事業の進捗 状況 (H31.3末時点)	項目	事業費(百万円)	畑かん施設	調整施設	揚水施設	送水施設	
	計画	2,211	927	883	189	212	
	実施済率	61.6%	39.5%	81.3%	77.2%	61.3%	
5 事業効果の 評価指標 (評価期間:53年) (基準年:R1) (単位:百万円)	①作物生産効果	85	①事業費		2,806		
	②品質向上効果	2	②その他費用(関連事業費等)		3,936		
	③営農経費節減効果	267	③総費用		6,742		
	④維持管理費節減効果	-11	(①+②)				
	⑤維持管理費節減効果(畑かん)	-13	総費用=事業費+その他費用(関連事業費+再整備費-評価終了時の資産価値)				
	⑥景観・環境保全効果	175					
	⑦国産農産物安定供給効果	19					
	⑧年総効果額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	524					
	⑨割引率	0.04					
	⑨総便益額(現在価値化)	10,775					
	$\text{総費用総便益} = \text{総便益額} \div \text{総費用} = 10,775 \div 6,742 = 1.59$ 費用負担割合(国80%、県15.5%、地元4.5%)						
6 事業を巡る状況 の変化	①社会・経済 北大東村は、基幹作物であるさとうきびのほか、エコファーマーの認定を受けた馬鈴薯栽培やパパイヤ・野菜の生産に力を入れている。 ②地元・自治体 本村はかんがい施設を利用した農業経営が盛んであるものの、水資源が不足している状況であるため安定した水源の確保が必要となっている。本地区の水源整備は幕内1期地区により完了しており、早急な畑かん施設の整備が求められている。 ③利害関係者 本地区は、土地改良法に基づく事業として平成17年3月4日に幕内地区受益者から施工申請が提出されており、受益者は引き続き事業の継続を希望している。						
7 事業の必要性・ 効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 本地区は水利施設整備に伴う農業用水の利用によるサトウキビの生産性の向上、サトウキビ以外の野菜や果樹の生産量増大を目標にしている。 そのため、本地区への農業用水の安定供給を図る必要がある。 ②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 本地区においては、幕内1期地区により整備した集水池3カ所を含む5カ所の集水池及び、幕内2期地区で整備した貯水池兼調整池の整備が完了しており、幕内3期地区でも揚水施設が80%、送水施設が約90%、進捗しているため、現計画を推進することが効率的である。 ③事業効果の発現状況 計画貯水池は完成しており、末端給水栓が設置されたほ場では、一部供用が開始されており、令和2年度には全てのほ場で末端給水栓の供用開始を予定している。 そのため、現在用地買収等の問題で未整備である集水施設を整備し、安定した水源の確保が必要となっている。						
8 今後の対応・ 見通し	①事業計画等：令和2年度までに用地の取得を行い、令和3年度に完了予定である。 ②対住民関係：地元説明会を開催し、本事業についてはおおむね理解が得られている。用地取得については、地主一人一人と個別に調整しており、農家要望に配慮した設計変更を行い、同意取得を進めている。 ③執行体制等：現在の組織体制で執行可能である。						
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止						